

6月議会 賛否の分かれた議案などに対する各議員の態度

○:賛成 ×:反対

※議長は
採決に加わりません。

議案などの名称

会派	日本共産党		市民まちづくりネット					政新あさひ			新成クラブ			公明党		草薙龍起								
	議員名	川村剛	塚本美幸	大島もえ	楠木千代子	篠田一彦	花井守行	早川八郎	牧野一吉	水野義則	相羽晴光	伊藤憲男	岩橋盛文	斎場洋治	坂江政己	森下勝男	赤尾マスラオ	谷口淳磨	原和実	*森たかし	若杉恵理子	伊藤片渕卓三	丹羽栄子	山下幹雄
議員提案 第2号 議員定数の削減		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
第46号議案 市税条例の一部改正		×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第48号議案 国保税条例の一部改正		×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共サービス・憲法関連(9条改悪しないなど)	陳情	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
教育関連(教育予算の増額など)	陳情	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
労働関連(最低賃金引上、日雇派遣の禁止など)	陳情	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護支援ボランティア活動の促進	陳情3号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議員提案 第2号 議員定数削減

議員定数を現在の24名から3名削減し、21名とするもの。

川村、水野、大島の3議員が反対討論。

丹羽、坂江の2議員が賛成討論。

第46号議案 市税条例の改正

株式譲渡所得などに対する市民税税率の軽減措置と、09年10月から市民税も年金天引を行う内容。川村議員が反対討論。(1面、3面参照)

第48号議案 国保税条例の改正

国保税の上限を、これまでの56万円から59万円とする。特定世帯(老夫婦のみの世帯で、そのうち一人が後期高齢者医療制度の適用となって5年未満の世帯など)に対する、国保の世帯割りを半額にするなど。

世帯人数が多いと低所得でも国保税が上限に達することなどから反対。塚本議員が反対討論。

陳情2号 住民のくらしを守り公共サービスの充実格差の是正働くルールの確立平和な世界の実現などを求める陳情書

反対理由の発言は委員会、本会議を通じて無し。反対する議員は理由ぐら語るべきです。

陳情3号 介護ボランティア活動への促進に関する陳情

稻城市の介護支援ボランティア制度などから着想を得ての陳情。大量退職する団塊世代の方々を、地域参加、社会参加に誘導する施策の検討が必要ですが、陳情にある厚労省制度を用いるのみでは、一部のボランティア活動しか対象とならない。ボランティア活動全体を視野に入れた、慎重な制度設計などが必要と考え反対。塚本議員が反対討論。

旭民報 号外

旭民報 2008年7月号外 (6月市議会など報告)

発行：日本共产党尾張旭市議団

市民税も年金から天引き**株式所得は軽減税率を延長****納税の理解を得るつもりはない**

6月議会で決まった市税条例の改定で、来年(09年)10月から市民税についても年金から天引きされることになりました。

市は導入目的に「年金者の利便性向上」「収納事務の効率化」を挙げましたが、

「年金者の利便性向上」を言うなら、これまで通り金融機関からの引落しを勧めれば済む話で、理由になりません。

もう一つの目的「収納事務の効率化」は“効率化”的の一言で、有無を言わざず支払わせるというやり方です。納税の理解を得るという発想が全く欠けています。

株のもうけに対する減税は延長**2年で8000万円の減収?**

市民税の年金天引きとともに500万円以下の株式譲渡所得等に対する特例措置を設けました。

来年3月末で期限が終わるはずだった優遇措置を、実質的に延長する内容です。

現在この優遇措置で4000万円程度の市税収入が失われており、それを2年間延長することになります。

株価の動向などにも左右される税収ですが、06年度と同程度なら、2年間で8000万円ほどの減収ということになります。

高額所得者ほど税負担率が低い日本

財務省の計算で、上場株式等の譲渡益・配当課税額は、日本は欧米主要国の1/2~1/4に軽減されていることが明らかとなっています。税は本来、総合累進課税を基本に考えるべきですが、日本の税制の問題は分離課税の対象が、利子や土地、株取引による所得など高額所得者ほど保有比率が高い資産所得に対して行われ、これに低い税率がかけられることによって本来税負担が高くてよい高額所得者ほど税負担率が低いという優遇税制になっていることです。

年金天引き。株取引への優遇延長。2つの理由から今回の市税条例改定は許せないものです。



物価高騰対策の検討を



市会議員

川村つよし

ガソリンや食料品、日用品など様々な物の値段が上がりました。

7月に入って、また値上げ。いったいどこまで続くのでしょうか。

6月議会で「原油高騰対策」をテーマに質問しました。地方自治体でも行える物価高騰対策を、市へ促すためにも取り上げた質問です。

国が設けた原油高騰対策の制度が使えそうですが、一般家庭を対象とした場合、冬季の灯油購入補助ぐらいしか事例が見あたりません。自治体の独自施策に国が補助するという制度なので、灯油以外にも使える可能性はありますが、物価高騰全般に対応

する制度にはなりません。市独自での検討をする必要があります。

6月市議会から、本会議での質問方法を、傍聴者がもっとわかりやすくなるようにと、新方式が試されています。一問一答方式と言われるもので、以前から検討が続いているものです。

一方、質問時間は30分短縮され、60分になりました。質問時間の短縮は、市を質す議員の力を自ら削ぐに等しく、こちらは問題です。

質問時間の短縮を求めた議員と、定数削減を求めた議員がほぼ一致します。各議員の活動姿勢を表わしているような気がします。

介護認定者は税金が戻ります（5年さかのぼれます）



市会議員

塚本みゆき

介護保険の要支援2～要介護5の人が「障害者控除」の申請を行うと「障がい者」と同様に、所得税・住民税が「減税」されます。

扶養している方も同じです。

市は党市議団の求めに応じ、昨年度から介護給付通知にその申請書を同封するようになりました。それにより申請者数は2倍以上になり、おととしの100名が今年は262名です。

しかし、まだ不十分で、対象になる人の2割程度しか申請がありません。

そこで今回の質問は申請書に返信用封筒を同封し、申請者の利便性向上と申請数拡大を図る事を求めました。

また、税の控除は5年遡ることも出来る

ので、認定も5年遡るように求めました。

答弁は「返信用封筒の同封は行わない」と、消極的でしたが、5年前に遡る認定は必要なデータがほぼ保存されているので認定すると答弁がありました。また一步前進です♪

高齢者の負担は増えるばかり。この様な控除を広く知らせ、さらに利用しやすくなるように頑張ります。

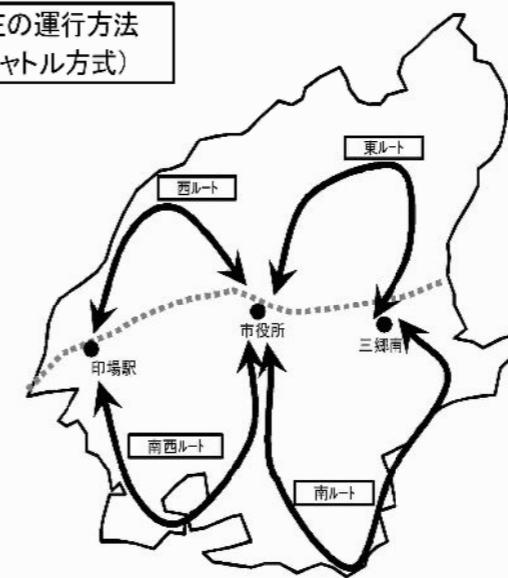
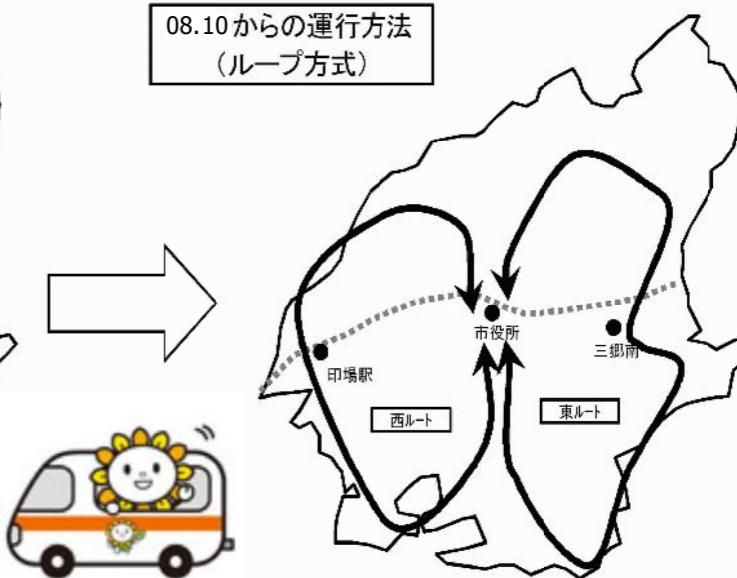
その他、以下の質問をしました。

○65歳から74歳の障がい者に後期高齢者医療制度に強制加入をさせないについて

○城山老人いこいの家の屋根の改修工事について

○リサイクル広場の平日開催への進捗状況について

100円バス=あさぴー号が10月からルート変更 乗り継ぎをしなくても済むようになるかな？

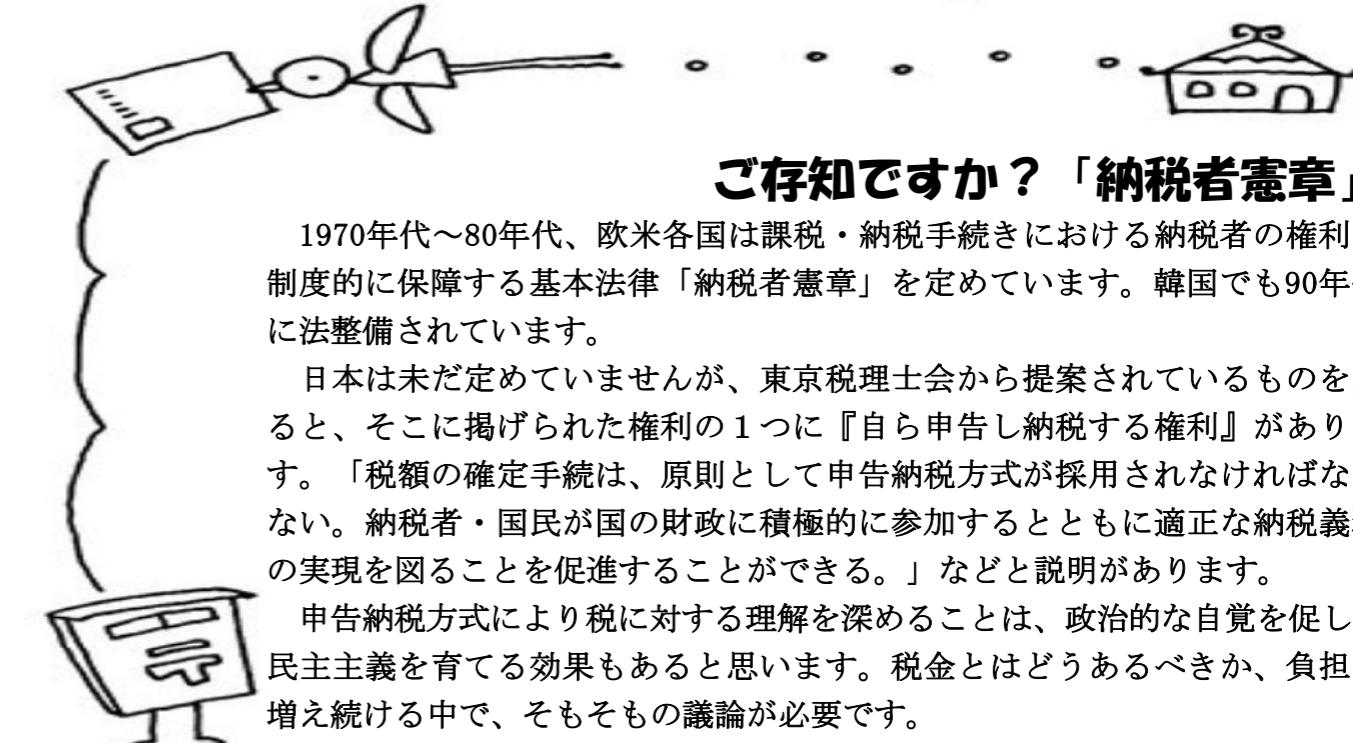
現在の運行方法
(シャトル方式)08.10からの運行方法
(ループ方式)

100円バスの運行ルートが、10月から変更されることが決まりました。
(49号議案=全会一致で可決)。詳細なルートは現在調整中です。

100円バスへの要望の1つ、「乗継ぎ券」の発行を求める声に少しでも対応しようという試みとも受け止めますが、まだ不十分で、実施後の検証が必要です。

意見を出し合って公共交通を育ててゆきましょう。

100円バスについて1番の要望は増便ですが、こちらはバスを追加導入する必要もあり、乗客数の増加を見ながら検討される方針です。ルート変更のイメージは上図の様なもので、従来、4ルートで往復していたものを、2ループ（時計回りと反時計回りを4台で運行）に変更することによって、南北の移動は乗継ぎが不要になります。



ご存知ですか？「納税者憲章」

1970年代～80年代、欧米各国は課税・納税手続きにおける納税者の権利を制度的に保障する基本法律「納税者憲章」を定めています。韓国でも90年代に法整備されています。

日本は未だ定めていませんが、東京税理士会から提案されているものを見ると、そこに掲げられた権利の1つに『自ら申告し納税する権利』があります。「税額の確定手続は、原則として申告納税方式が採用されなければならない。納税者・国民が国の財政に積極的に参加するとともに適正な納税義務の実現を図ることを促進することができる。」などと説明があります。

申告納税方式により税に対する理解を深めることは、政治的な自覚を促し、民主主義を育てる効果もあると思います。税金とはどうあるべきか、負担が増え続ける中で、そもそもその議論が必要です。